

# おくやみに関連するおもな手続き

各市民センターでも  
手続きができます！  
(※福光市民センター  
は一部異なります)



## 手続きの際にお持ちいただくもの(共通的なもの)

### ご遺族のもの

- 手続きにいらっしゃる方の「本人確認書類」(最初のページ参照)
- 喪主様および相続人代表者様、双方の「受取口座番号」がわかるもの  
(預金通帳やキャッシュカードなど)
- 国民健康保険資格確認書(世帯主死亡の場合)
- 会葬礼状や領収書など葬儀執行がわかるもの(該当者は国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者)
- 代理の方が手続きする場合は「委任状」など
- 斎場使用料(「火葬許可証」交付時に、後日支払いになっている方)
- 火葬許可証

### 亡くなった方のもの

- 亡くなった方が市役所から交付されていたもの(お手元にあるものだけでかまいません)
  - 国民健康保険(健康保険の資格確認書、限度額・減額認定証、特定疾病療養受給証)
  - 介護保険(被保険者証、限度額・減額認定証、負担割合証)
  - 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)
  - 福祉医療証(重度医療、軽度医療、一部還付)
  - 印鑑登録証

## 市役所での手続き(亡くなった方があてはまるものについてご確認ください)

下記に該当されますか？ 該当される手続きの□にチェック をお願いします。		手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き 期限	担当
住所・ 戸籍・ 証明書	<input type="checkbox"/> すべての方	おくやみ連絡カード記入	・届出人 ・喪主			市民課
	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の 戸籍証明がほしい	戸籍証明の交付請求	・亡くなった方と同じ戸籍に 記載されている方 ・亡くなった方の直系親族、 配偶者 ・亡くなった方の戸籍を手続 きに使用する方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、 委任状が必要になります	※南砺市が本 籍地の方の 場合は、死 亡届が受理 されてから 約1週間後 に取得する ことができ ます	SC
保険	<input type="checkbox"/> 亡くなった方が 印鑑登録をしていた	印鑑登録の廃止	※自動的に登録廃止になり ます	・印鑑登録証(カード)を お返してください		
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入し ていた	健康保険の資格確認書の 返却(お持ちの方)	・世帯主 ・世帯主が亡くなった場合は 相続人 ・上記の代理人	亡くなられた方の 国民健康保険の資格確認書		
	<input type="checkbox"/> →高額な医療費の支払 いをしていた場合	高額療養費などの支給申請		世帯主または相続人代表者の ・口座番号がわかるもの	受診月の翌月 1日から2年 以内	
	<input type="checkbox"/> →葬祭を行った場合 (国民健康保険・後期 高齢者医療保険に加入 していた方)	葬祭費支給申請	・喪主または施主の方 ・上記の代理人	葬祭を行った方の ・振込口座がわかるもの ・会葬礼状や領収書など葬 儀執行がわかるもの(該 当者のみ)	葬祭を行っ た日から 2年以内	
	<input type="checkbox"/> →各種認定証を持っ ていた(国民健康保険に 加入していた方)	各種認定証の返却 (お持ちの方)	・ご遺族の方 ・上記の代理人	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減 額認定証 ・特定疾病療養受療証		
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に 加入していた (75歳以上または65歳 以上で障害認定の方)	高額療養費などの支給申請 保険料還付申請 送付先指定(変更)届	・相続人代表者 ・上記の代理人	相続人代表者の ・口座番号がわかるもの	受診月の翌月 1日から2年 以内	市民課 税務課	

下記に該当されますか？ 該当される手続きの□にチェックを お願いします。		手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き 期限	担当
障 が い	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳を持っていた	各種手帳の返却と返還届	・ご遺族の方など	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	速やかに	福祉課 SC
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者等の 医療費受給資格を持っていた →高額な医療費の支払いをしていた場合	重度心身障害者等医療費受給者証の返却  重度心身障害者等医療費受給資格登録(変更)申請	・ご遺族の方など	・重度心身障害者等医療費受給資格証 (重度・軽度・一部還付) 相続人代表者の ・口座番号がわかるもの	亡くなってから14日以内	
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証を持っていた	自立支援医療受給者証の返却	・ご遺族の方など	・自立支援医療受給者証(更生・育成・精神)	亡くなってから14日以内	
介 護	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証等の返却 (65歳以上の方) 介護保険被保険者異動届兼保険料還付等口座振込依頼書	・相続人代表者	相続人代表者の 口座番号のわかるもの 亡くなられた方の ・介護保険被保険者証(お持ちの方) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	速やかに	地域包括ケア課・ふくし総合窓口
税	<input type="checkbox"/> 市内に土地や家屋を所有している、または市税を納付していた	相続人代表者指定届	・相続人代表者 ・相続人 ・上記以外の代理人	・戸籍等相続関係がわかるもの (亡くなられた方と同じ世帯または直系の方は不要)	相続開始の日から3か月以内	税務課 SC
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車・小型特殊車両(農耕作業用含む)を所有していた	名義変更または廃車手続き	・相続人 ・上記以外の代理人	・ナンバープレート(廃車の場合)	当該年度内(3月31日まで)	
	<input type="checkbox"/> 軽自動車や軽二輪(126~250cc以下)・二輪の小型自動車(251cc以上)を所有していた	名義変更または廃車手続き	・ご遺族の方など	ご登録ナンバーの管轄先へお問い合わせください		各管轄場所
そ の 他	<input type="checkbox"/> 市税等を口座振替で納付していた	口座振替の変更 ・市県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税 ・上下水道料 等	・ご遺族の方など	・納税通知書 ・通帳 ・届出印  ※振替依頼書は、振替先の金融機関へご提出ください	速やかに	税務課・上下水道課 SC
	<input type="checkbox"/> 上下水道を契約していた	所有者・使用者変更届(使用継続の場合) 使用中止届(閉栓の場合)	・新所有者または新使用者 ・ご遺族の方など		速やかに	上下水道課 SC
	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居していた	市営住宅同居親族異動届等	・ご遺族の方など		速やかに	都市整備課
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っていた	飼い主変更	・新しい飼い主の方		30日以内	市民協働課 SC

下記に該当されますか？ 該当される手続きの□にチェックを お願いします。		手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き 期限	担当
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入してい た	国民年金の資格喪失	※死亡届の提出により、自動 的に資格は喪失します			市民課 SC
<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	未支給年金請求または死亡 届、遺族年金請求、死亡一 時金請求  ※国民年金以外の年金 (厚生年金等) 期間があ る場合は、年金事務所で の手続き要事前予約	・亡くなった方と生計が同一 だった方 ・上記の代理人	亡くなられた方の ・年金証書、年金手帳 ・死亡診断書の写し (遺族年金請求の場合) 請求者の ・戸籍証明(続柄のわかるも の) ・預金通帳 ・マイナンバーがわかるもの ・生計同一証明書(必要な 方) ・委任状(必要な方) ※「必要なもの」は手続きの 受付担当に確認してくださ い	未支給年金 は、年金支 給日の翌月 初日から5 年以内	砺波年 金事務 所 国民年 金のみ 市民課 SC

年金

城端・福光市民センターで

<事前予約制>

## 出張年金相談

を開催しています

年金相談日

城端市民センター・・・原則第2火曜日

福光市民センター・・・原則第4木曜日

相談時間 10:00～15:00

予約電話

0763-33-1725 砺波年金事務所

※自動音声に従って「①の後に②」を押してください。職員が対応いたします。

※未支給年金請求の場合、死亡者の基礎年金番号(またはマイナンバー)がわかる書類を手元に準備してからお電話ください。



# 南砺市役所

住所：南砺市荒木1550番地  
電話番号：0763-23-2003（代表）

NANTO

窓口受付時間：9時～16時

（土曜・日曜・祝日、国民の休日、12/29～1/3はお休みです）

## 関連部署

市民課・税務課・ふくし総合窓口（南砺市役所 本館1階）

市民協働課・都市整備課・上下水道課（南砺市役所 本館2階）

地域包括ケア課・福祉課（南砺市北川166-1 南砺地域包括ケアセンター内）

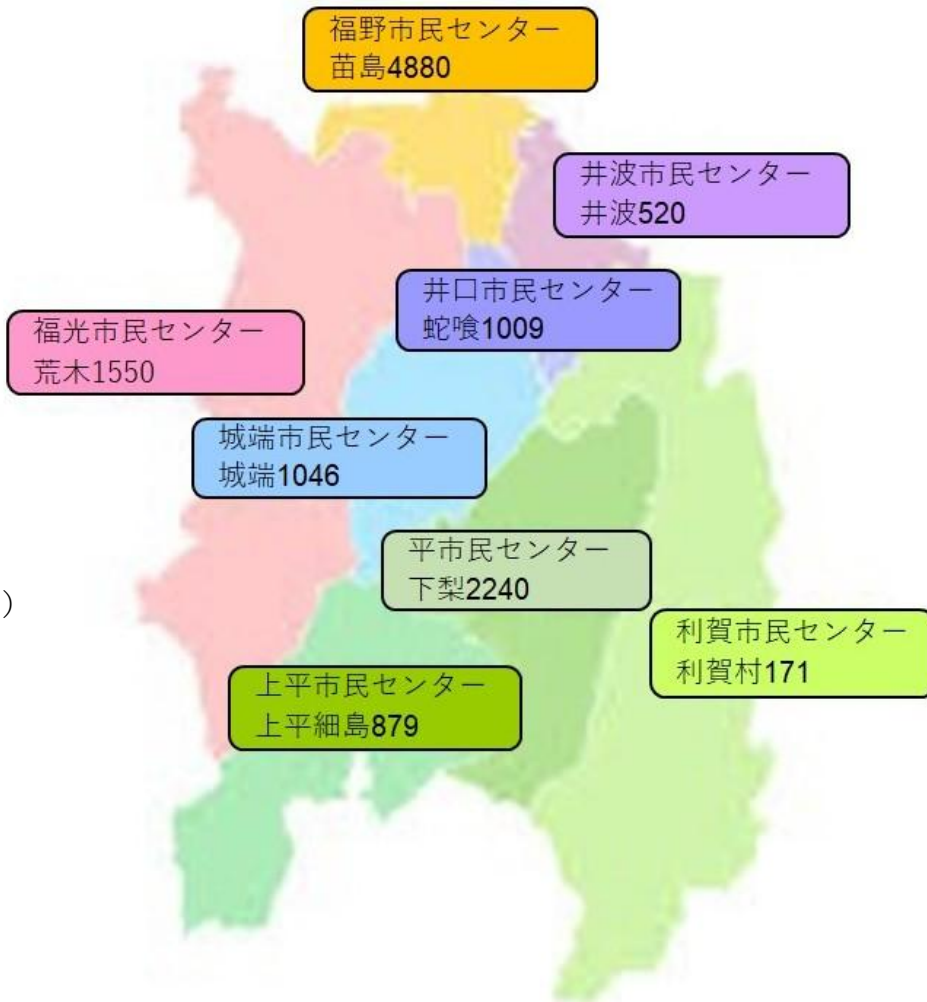
南砺市公式ホームページ  
<http://www.city.nanto.toyama.jp>

南砺市子育てガイドブック「すこやか」南砺市で子育てされる方を応援する様々な情報を公開しています！

市公式LINEではごみの出し方、水道の手続きなど暮らしに役立つ情報をお届けしています。



すこやか



2026.4.1版

## 手続チェックシート

# おくやみ



## ご遺族の方へ

### 死亡届の提出

死亡を知ってから7日以内に届出してください。

《届出に必要なもの》

- ・医師からの証明が記載されている死亡届

※窓口にお持ちいただく方は、届出人のほか、ご親族や葬儀関係者の方でもかまいません。

### 火葬許可の申請・火葬許可証の受取

火葬許可証をお渡しします。（火葬や納骨の際に必要です。）

関連する手続きは内側にあります。

火葬後、落ち着いたら、市役所の窓口へお越しください。

## 忘れずにお持ちください。

### 本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で  
本人確認  
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで  
身分を証明できるもの＞



マイナンバーカード 運転免許証

そのほか

- ・在留カード ・障害者手帳 ・パスポート
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・健康保険の資格確認書
- ・介護保険証
- ・医療受給者証
- ・年金手帳 ・年金証書
- ・学生証、社員証（顔写真付き）など

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうかは、対象者との関係や委任状等により確認させていただきます。手続きの種類によっては、代理人不可のものがあります。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。